

駐車料金の減免・スタンプサービスについて

☆減 免（対象駐車場：県庁前通り地下駐車場・中央公園地下駐車場）

平成 29 年 4 月 1 日より駐車料金減免対象を拡大いたしました。

○対 象

運転者ご本人もしくは同乗者が、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合

※高知市以外の居住者も減免対象となりました。

○内 容

最初の 1 時間までの駐車料金が全額免除となります。

○手続き

各駐車場料金所で駐車料金精算の際に手帳をご提示ください。

※高知市身体障害者連合会での回数券の交付は不要となりました。

(注)駐車料金減免制度とスタンプサービスの併用はできません。

☆スタンプサービス

○市役所へお越しの方（県庁前通り地下駐車場）

ご用務先の各課で駐車券にスタンプの押印を受けていただくと、駐車時間最初の 1 時間分が無料となります。

○スタンプサービス加盟店ご利用の方（県庁前通り地下駐車場・中央公園地下駐車場）

スタンプサービス加盟店で指定金額(加盟店により異なる)以上お買い物されると駐車券にスタンプの押印 1 個を受けられます。スタンプ 1 個で 1 時間分、2 個で 2 時間分、3 個で 3 時間分の駐車料金が無料となります。